

平成26年度 税制改正要望事項

平成25年11月

指定都市市長会

目 次

1	個人住民税の充実強化	1
2	地方法人課税の拡充強化等	3
3	地方消費税（現行分）の充実等	4
4	地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実	5
5	車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等	6
6	社会保障・税番号制度導入への対応	9
7	個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について	
	(1) 公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施について	10
	(2) 特別徴収対象者通知の早期送信等について	11
8	固定資産税等の優先徴収制度の創設	13
9	税制改正に伴う地方税法の改正時期	15
10	地方税制に関する指定都市の意見の反映	16

1 個人住民税の充実強化

- ① 国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税の一層の充実を図ること。
- ② 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。
- ③ 金融所得課税の一体化に当たって、利子・配当など資産性所得に係る個人住民税の税率を見直す際には、給与所得等に係る税率と同水準とし、その配分割合を拡充すること。
- ④ 個人住民税均等割の税率については、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行うこと。

(理由と現状)

- ① 個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。
平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。
さらに、国民にとって分かりやすい簡素な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題となる。
このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど、低所得者への影響にも留意しつつ課税ベースの拡大を図る必要がある。
- ③ 現在、利子・配当、株式・土地等の譲渡益といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっている。
金融所得課税の一体化に当たっては、資産性所得に係る税率を給与所得等に係る税率と同水準とし、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。
- ④ 個人住民税均等割の標準税率については、1人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると、なお低い水準にとどまっていることから、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行う必要がある。

利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

		税率	
		個人住民税	所得税
給与所得等その他の所得（総合課税）		10%	最低5%、最高40%
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5%（～H25:3%）	15%（～H25:7%）
	上場株式等以外（総合課税）	10%	最低5%、最高40%
株式等譲渡所得	上場株式等	5%（～H25:3%）	15%（～H25:7%）
	上場株式等以外	5%	15%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%
	長期保有・優良宅地等	2,000万円以下:4% 2,000万円超:5%	2,000万円以下:10% 2,000万円超:15%
	短期保有	9%	30%
先物取引		5%	15%

総合課税の税率(10%)よりも低い!

個人市民税均等割の税率等の推移（昭和30年度=100）

	昭和30年度	平成23年度
税率	100	885
1人当たりの国民所得	100	3,520
1人当たりの地方歳出額	100	6,041
1人当たりの消費支出	100	1,916

1人当たりの国民所得等と比べると伸びが非常に低い!

2 地方法人課税の拡充強化等

- ① 都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。
- ② 法人住民税について、受益と負担の関係に反する、地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。
- ③ 国の施策として法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合には、地方にとって減収となることのないよう、国の責任において確実に代替税財源を確保すること。

(理由と現状)

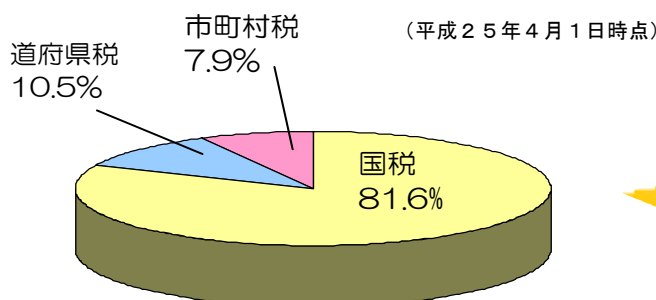
- ① 地方税は、地方が提供する行政サービスとの受益関係に基づき、税源の所在に応じて課されるものである。なかでも法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

加えて、指定都市では圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えており、都市的税目である法人住民税は重要な税源である。

しかしながら、法人所得課税の市町村への配分割合が、7.9%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっている現状を踏まえると、法人住民税については、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

- ② 現在、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について議論が進められているが、特に法人住民税について、地方間の税収の再配分となるような制度の見直しを行うのであれば、受益と負担の関係に反するものであり、到底容認できるものではない。
- ③ 国の施策として法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合には、地方にとって減収となることのないよう、地方交付税による財政調整ではなく、国の責任において確実に代替税財源を確保する必要がある。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



市町村税の配分割合が
極めて低い!

- 注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
3 復興特別法人税を加味した数値である。

3 地方消費税（現行分）の充実等

- ① 地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、地方税にふさわしく、また、税率引上げ分以外の現行分の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図ること。
- ② 納税相談を伴う申告書の收受等、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の役割の拡大について、実務上の問題点を整理し、検討するに当たっては、指定都市を含めた地方公共団体の意見を十分に反映させること。

（理由と現状）

- ① 地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、地方税にふさわしく、また、いわゆる税制抜本改革法（地方税）で改められた地方税法第72条の116に規定する地方消費税収の用途（改正後の消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）に充てることとされていない現行分の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② いわゆる税制抜本改革法（国税）第7条第1号リにおいて、「消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する」とされたが、当面の收受等の取組を進めるに当たり、国は十分な支援等を行い、また、制度の導入等の検討に当たっては、指定都市を含めた地方公共団体の意見を十分に反映させる必要がある。

4 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。

(理由と現状)

平成25年度与党税制改正大綱においては、『『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律』第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う』こととされたが、その具体的内容は明らかにされていない。

地方公共団体は、従来から、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施し、大きな役割と責任を担ってきている。このことを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設する必要がある。

地方公共団体の地球温暖化対策（平成22年度予算）

地球温暖化対策	取組例	都道府県 事業費	市町村 事業費	うち指定都市事業費	指定都市/市町村
CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> 〔エネルギー起源のCO₂関連〕 ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・太陽光発電設備の導入促進 〔非エネルギー起源のCO₂関連〕 ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 〔メタン、一酸化二窒素関連〕 ・焼却灰処理、「エコセメント」化の促進（焼却灰の有効利用） ・下水汚泥処理施設、ごみ焼却処理施設の高度化 〔代替フロン等関連〕 ・代替製品（ノンフロン製品）の調達 	約5,600億円	約5,800億円	約1,510億円	26%
温室効果ガス吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業 ・森林害虫病（松くい虫）の防除 	約3,400億円	約1,200億円	約340億円	28%
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> 〔横断的施策〕 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表 〔その他の温暖化対策〕 ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	約200億円	約100億円	約30億円	30%
合計		約9,200億円	約7,200億円	約1,880億円	26%

これに加え、その他の環境対策（大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等）の取組として指定都市では **約5,300億円** を予算措置

注 端数処理の結果、内訳と合計が合致していない。

(平成22年6月1日付け総務省から都道府県及び市町村への「環境対策」に係る調査に基づき作成)

5 車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等

- ① 自動車取得税の見直し及び廃止に当たっては、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保すること。また、自動車重量税について減収を伴う見直しを行う場合も、減収に見合う税財源を確保すること。
- ② 軽自動車税と小型自動車に係る自動車税の税率の格差について一定程度の縮小を図るとともに、原動機付自転車に係る軽自動車税についても、税収に比べ徴税費が高いため、課税制度の見直しを行うこと。

(理由と現状)

- ① 平成25年度与党税制改正大綱において、自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講ずることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、消費税8%の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の段階で廃止することとされた。

また、自動車重量税については、消費税8%段階で一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずることとし、今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討することとされた。

自動車取得税は、その約7割が市町村に交付され、平成25年度地方財政計画額ベースで約1,300億円に上る貴重な安定財源となっている。したがって、その見直し及び廃止に当たっては、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保する必要がある。

また、自動車重量税についても、その約4割に当たる約2,700億円が市町村に譲与されていることから、減収を伴う見直しを行う場合は、減収に見合う税財源を確保する必要がある。

- ② 軽自動車税（四輪・自家用）の税率は、車体の大きさ、車両重量、価格等に差が少ない小型自動車（総排気量1,000cc以下・四輪・自家用）に係る自動車税の税率との格差が大きいことから、車体課税の見直しに併せて、この税率の格差について一定程度の縮小を図るべきである。

さらに、原動機付自転車に係る軽自動車税については、税収に比べ徴税費が高いため、車体課税が抜本的に見直される機会に、課税のあり方、標準税率及び課税方法等の見直しを行う必要がある。

1. 近年の自動車取得税収・自動車重量譲与税収

(単位：億円)

年度	地方分計(A+B)		自動車取得税収(A)		自動車重量譲与税収(B)
		うち市町村分計(A'+B)		うち自動車取得税交付金(A')	
20	7,287	6,227	3,663	2,603	3,624
21	5,580	4,855	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	3,270
22	4,997	4,463	1,916	1,382	3,081 (譲与率の引上げ 1/3→407/1000)
23	4,758	4,233	1,678	1,153	3,080
24	4,952	4,375	2,068 (エコカー減税継続)	1,491	2,884
25	4,596	4,003	1,900	1,307	2,696

注 平成 23 年度までは決算額、平成 24 年度及び平成 25 年度は地方財政計画額である。

(総務省資料より作成)

2. 小型自動車（総排気量 1,000cc 以下・四輪）と軽自動車（四輪）の比較

区分	小型自動車 (4車種平均)①※1	軽自動車 (4車種平均)②※2	比較% (②/①)×100
全長	3,555mm	3,395mm	95.5
全幅	1,676mm	1,475mm	88.0
全高	1,506mm	1,611mm	107.0
排気量	997cc	658cc	66.0
燃費	21.5km/L	21.2km/L	98.6
車両重量	908kg	815kg	89.8
価格	117.7 万円	104.0 万円	88.4
税率(乗用、自家用)	29,500 円	7,200 円	24.4

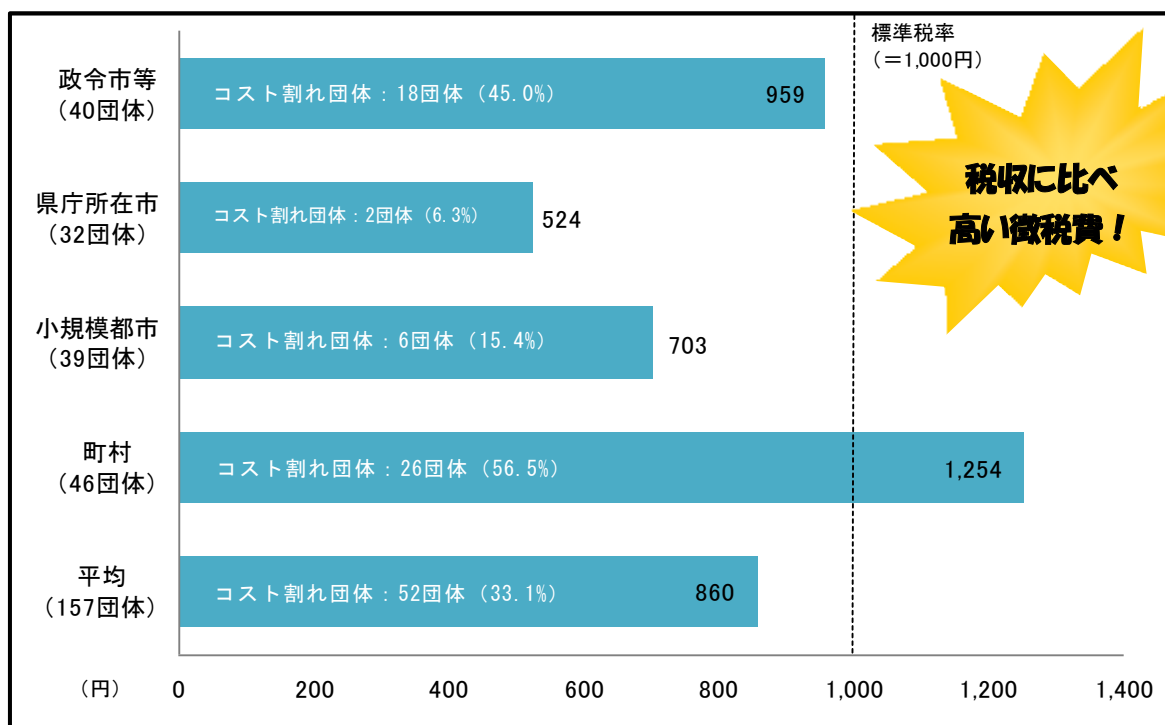
注 ※1 4車種平均は、IQ、VITZ、PASSO、MIRAGE

※2 4車種平均は、LIFE、OTTI、TANTO、ALTO

(平成 25 年 5 月 1 日時点の各社 HP による)

車体の大きさ、車両重量、価格等に差が少なく、道路
 損傷負担金・財産課税いずれの面からも、現在の税率
 格差を説明できない。また、税制のグリーン化の観点
 から、燃費についてもほとんど差がない。これらの状
 況にもかかわらず、税率に大きな格差が生じている。

3. 50cc以下の原動機付自転車に係る軽自動車税の徴税费（1台当たり） （平成20年度決算ベース）



- 注 1 政令市等とは、特別区及び政令指定都市である。
- 2 県庁所在市とは、政令市等を除く県庁所在市である。
- 3 小規模都市は、人口8万人以上12万人以下程度の都市である。
- 4 町村は、人口1万人程度の町村である。
- 5 徴税费の内訳は、人件費（軽自動車税のうち原動機付自転車に係る賦課担当職員及び収納担当職員の給与、印刷費、通信費、電算費及びプレート代等）である。
- （自動車関係税制に関する研究会報告書（平成22年9月）より）

6 社会保障・税番号制度導入への対応

社会保障・税番号制度の導入に際しては、運用面について指定都市を含めた地方公共団体と十分協議し、地方公共団体の意見を反映させること。

また、地方公共団体に新たな経費負担が生ずることのないよう国が責任を持って財政措置を講ずるとともに、迅速かつ詳細な情報提供を行い、システムの構築など、地方公共団体が制度導入に対応するために十分な期間を確保すること。

(理由と現状)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が平成25年5月24日に成立し、社会保障・税番号制度の導入が決定した。

現時点において国が示すスケジュールによれば、平成28年1月以降順次個人番号の利用を開始する予定とされているが、社会保障・税番号制度の具体的な運用面や導入に当たって必要となるシステムの構築、インフラの整備、経費の負担等の諸課題については未定の部分が多い状況である。

社会保障・税番号制度の目的を達成し、円滑な運用を行うためには、具体的な運用手続の制度設計や制度導入に伴うシステムの構築等を行う際に、実務を担う指定都市を含めた地方公共団体と十分協議を行い、地方公共団体の意見を反映させる必要がある。

また、地方公共団体に新たな経費負担が生ずることのないよう国が責任を持って財政措置を講ずるとともに、迅速かつ詳細な情報提供を行い、システムの構築など、地方公共団体が制度導入に対応するために十分な期間を確保する必要がある。

7 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

(1) 公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施について

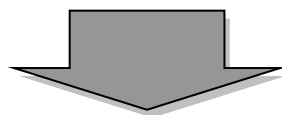
給与からの特別徴収の対象者で、かつ、公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者について、公的年金等の所得に係る税額についても給与から特別徴収できるようにすること。

(理由と現状)

給与からの特別徴収の対象者で、かつ、介護保険料が公的年金からの特別徴収の対象とならない等の理由によって公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者については、公的年金等の所得に係る税額を普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下する。

また、65歳未満で給与からの特別徴収の対象者については、公的年金等の所得を有する納税義務者であっても、公的年金からの特別徴収の対象者とならず、公的年金等の所得に係る税額についても給与から特別徴収することができる。他方、65歳以上の納税義務者については、公的年金からの特別徴収の対象とならない場合でも、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができないため、同一の取扱いとすべきである。

給与からの特別徴収対象者で、かつ、公的年金からの特別徴収の対象とならない
65歳以上の年金受給者



公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができない

○介護保険料が公的年金からの特別徴収の対象とならない者等については、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下する。



上記の状況を改善し、納税義務者からの要望に応えるため
公的年金からの特別徴収の対象とならない年金受給者について、
公的年金等の所得に係る税額を給与からの特別徴収の対象とすること。

(2) 特別徴収対象者通知の早期送信等について

- ① 年金保険者は特別徴収対象者通知を遅くとも5月10日までに市町村へ通知すること。
- ② 公的年金からの特別徴収停止の通知を送信してから、停止反映まで2箇月程度の期間を要しているが、1箇月程度で反映すること。
- ③ 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じる過誤納金について
 - ア 返納（返納不要）情報について、全ての年金保険者から迅速にデータを提供すること。
 - イ 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによる過誤納金で、1年以上経過してもなお返納が確定しないものについて、市町村は、いったん全て年金保険者へ還付又は全て遺族へ還付することとし、その後の手続は遺族と年金保険者の間で行うこと。

（理由と現状）

- ① 特別徴収対象者通知は、地方税法で5月25日までに市町村に通知しなければならないと規定されているが、納税通知書（兼税額決定通知書）は6月中旬（納期限の10日前）までに納税者に交付しなければならないため、電算処理・発送準備等の日程が極めて厳しい状況にある。
- ② 特別徴収停止の通知は、送信した月の翌々月以降に支給される公的年金から反映される。そのため、本来徴収すべきでない税額が徴収され、納税義務者又は年金保険者に対して多くの還付が生じるとともに、還付額を含む税額を普通徴収により徴収することとなり、納税の利便性が損なわれ、納税義務者の理解を得られにくい状況が生じている。
- ③ア 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、特別徴収の対象となった公的年金が過払年金か未支給年金かによって返納の要否が決まるが、返納（返納不要）情報提供方法について次の問題が生じている。
 - （ア）日本年金機構からは返納（返納不要）情報が紙媒体のみで提供されるため、システム反映に伴うデータ化の費用が発生し、年々増加している。
 - （イ）一部の共済組合からは返納不要情報は提供されず、市町村が共済組合に対して照会を行わなければならない。

納税義務者の遺族へ迅速に還付手続を行うためにも、全ての年金保険者から返納（返納不要）情報をいただきたい。また、返納（返納不要）情報は年間スケジュールに基づき、統一の様式による電子データでの提供をお願いしたい。

イ 納税義務者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、年金保険者からの返納（返納不要）情報を待って還付及び返納の手続を行っているが、返納等の状況が不明で還付保留となっているものが多数存在する。

これらの過誤納金を未還付のまま放置すると、還付できないまま時効を迎えてしまう可能性があり、市税還付事務の上でも好ましくない。

また、年金保険者において納税義務者の死亡が事後確認されることなどにより、返納対象となった場合は、年金保険者から納税義務者の遺族へ返納請求していただきたい。

8 固定資産税等の優先徴収制度の創設

固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後に納期限が到来する固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設すること。

(理由と現状)

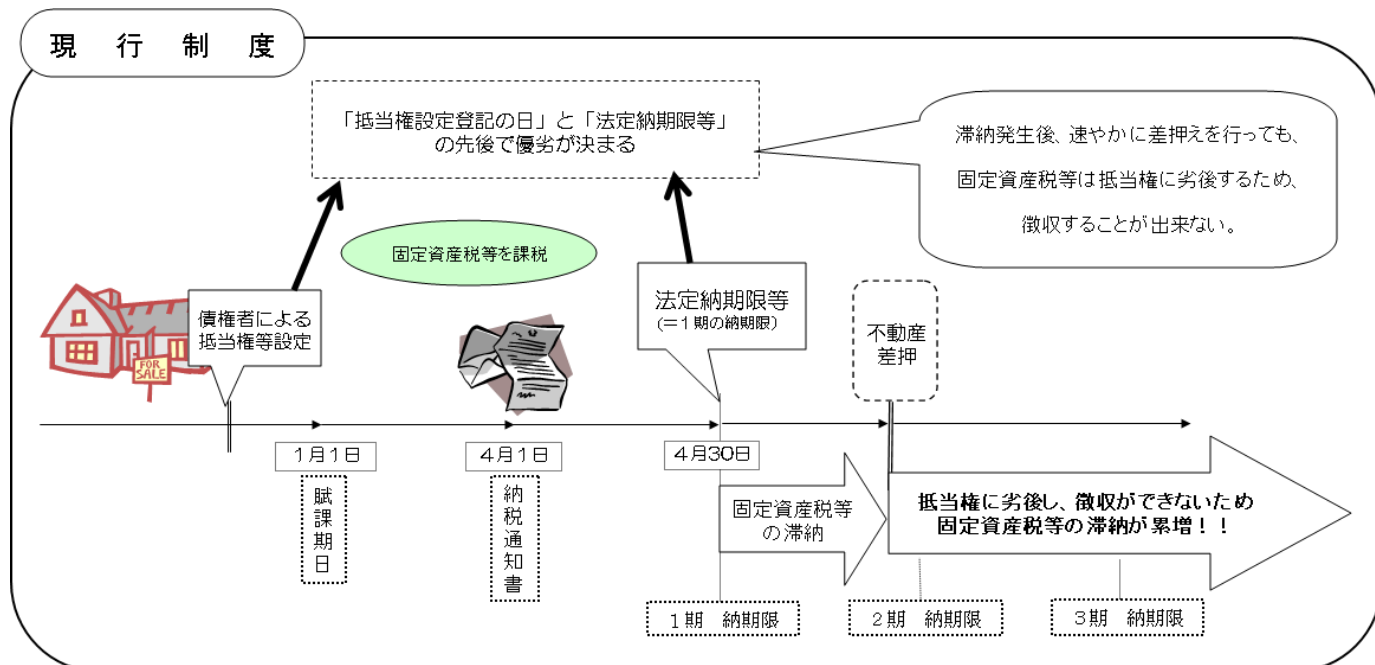
固定資産の所有者に課税される固定資産税・都市計画税は、ほとんどの場合、課税対象不動産について不動産の価格を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じている。

その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増している。

これは、抵当権等が設定された後に固定資産税・都市計画税が新たに毎年課税されるため、現行制度では常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができない。

適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないことは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理で大きな損失である。

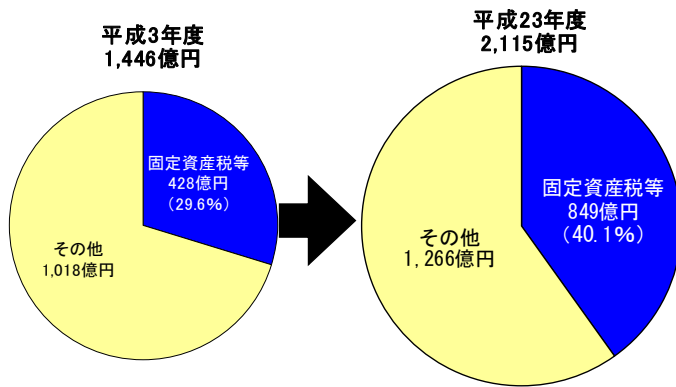
そこで、上のとおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望する。



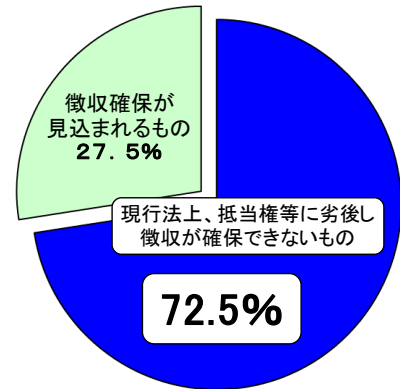
固定資産税等の徴収に関する現状

適法に課税された固定資産税等が徴収できないことは、制度上の問題点。

- ① 指定都市の市税未収額に占める
固定資産税等の割合が大幅に増加している。



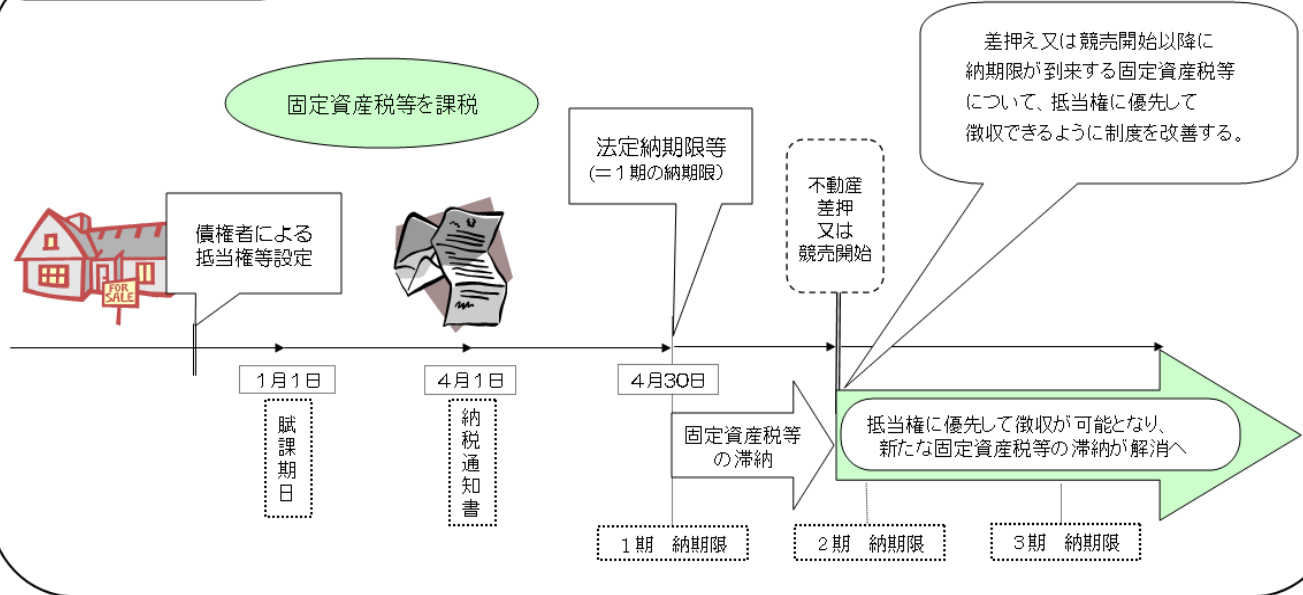
- ② 現行制度では、新たに課税される固定
資産税等は、常に抵当権等に劣後する
ため、徴収が確保できない。



(注) 不動産を差し押さえた100万円以上の滞納物件による
(平成23年度実績を基に集計)

制度創設後

税制改正
(により)



9 税制改正に伴う地方税法の改正時期

税条例の改正に係る地方議会での審議時間が十分確保されるよう、また、住民への周知期間が十分確保できるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。


(理由と現状)

地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものであることから、住民の意思を代表する地方議会での十分な審議を経た上で議決により行われることに加え、住民への周知期間が十分確保されることが適切である。

地方税法の改正時期等

	平成 20 年度 (法律第 21 号)	平成 21 年度 (法律第 9 号)	平成 22 年度 (法律第 4 号)	平成 23 年度 (法律第 83 号)	平成 24 年度 (法律第 17 号)	平成 25 年度 (法律第 3 号)
可決日	4 月 30 日	3 月 27 日	3 月 24 日	6 月 22 日	3 月 30 日	3 月 29 日
公布日	4 月 30 日	3 月 31 日	3 月 31 日	6 月 30 日	3 月 31 日	3 月 30 日
施行日	4 月 30 日	4 月 1 日	4 月 1 日	6 月 30 日	4 月 1 日	4 月 1 日

注 施行日については、改正条項のうち施行が最も早いものに係る日を掲載している。



**可決日から施行日までの期間が短すぎるので、
地方議会での審議時間と住民への周知期間が
十分確保できない！**

10 地方税制に関する指定都市の意見の反映

指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員とし、地方税制に関して、大都市という観点を踏まえた指定都市の意見を反映させること。

(理由と現状)

国と地方の協議の場が法制化され、関係大臣と地方六団体の代表者による協議が行われているが、指定都市の代表者は、国と地方の協議の場に参加を認められていない。

しかしながら、地方税制に関する地方の声を十分に反映していくためには、大都市という観点も含めた多様な地域の意見を直接聴取すべきであると考え

る。については、社会経済の変化に対応し、地方の実態に即した地方税制を確立するために、最も自立した基礎自治体であり、また、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員に加え、地方税制に関して直接意見を聴取し、その意見を十分反映させる必要がある。

国と地方の協議の場に関する法律（抄）

(構成及び運営)

第2条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

一 内閣官房長官

二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にある者

三 総務大臣

四 財務大臣

五 前各号に掲げる者のほか、国务大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者

六 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者 一人

七 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

八 市長の全国的連合組織を代表する者 一人

九 市議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

十 町村長の全国的連合組織を代表する者 一人

十一 町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者 一人

2-10 省 略